

令和4年小値賀町議会定例6月会議 (第2日目)

1、出席議員 7名

2	番	松	屋	治	郎
3	番	宮	崎	良	保
4	番	黒	崎	政	美
5	番	末	永	一	朗
6	番	浦		英	明
7	番	今	田	光	弘
8	番	横	山	弘	藏

2、欠席議員 なし

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町	長	西	村	久	之
副	町	近	藤		進
教	育	中	村	慶	幸
会	計	前	田	隆	利
総	務	谷	元	芳	久
住	民	橋	本	博	明
福	祉	前	田	達	也
産	業	博	多	屋	雄
農	業	北	村		一
建	設	橋	本		郎
建	設	村	田	祐	仁
診	療	牧	尾		満
教	育	永	田	敬	三
こ	ど	植	村	敏	彦
も	園				
園	長				

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議	会	事	務	局	長	西	浩	康			
議	会	事	務	局	書	記	松	田	智	恵	美

5、議事日程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

令和4年小値賀町議会定例6月会議

令和4年6月21日（火曜日） 午前10時00分

- 第 1 会議録署名議員指名（松屋治郎議員・宮崎良保議員）
- 第 2 報告第1号 専決処分事項の報告について（小値賀町税条例等の一部を改正する条例）
- 第 3 報告第2号 専決処分事項の報告について（小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第 4 報告第3号 令和3年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 5 報告第4号 令和3年度小値賀町簡易水道事業特別会計繰越明許繰越計算書の報告について
- 第 6 報告第5号 令和3年度小値賀町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 7 報告第6号 令和3年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 8 報告第7号 令和3年度小値賀町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第 9 報告第8号 令和3年度小値賀町下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第10 報告第9号 令和3年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計継続費繰越計算書の報告について

- 第 1 1 議案第 29 号 小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 1 2 議案第 30 号 小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 1 3 議案第 31 号 令和 4 年度小値賀町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 4 議案第 32 号 令和 4 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正
予算（第 1 号）
- 第 1 5 議案第 33 号 令和 4 年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第
1 号）
- 第 1 6 議員派遣の件

追 加 議 事 日 程

- 第 1 議案第 31 号 令和 4 年度小値賀町一般会計補正予算（第 1 号）に対する附帯決議

午前10時00分 開 議

議長（横山弘藏） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番・松屋治郎議員、3番・宮崎良保議員を指名します。

日程第2、報告第1号、専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告についての説明を求めます。 町 長

町長（西村久之） 報告第1号、小値賀町税条例等の一部を改正する条例の専決処分事項の報告について、説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律、及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、令和4年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行とされております。

令和4年度の税制改正については、新型コロナウイルスのまん延により、落ち込んだ景気を回復するため、個人及び法人に関連する地方税制の改正が行われています。

今回の改正は、家計負担軽減のための、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の期間の延長、納税のデジタル化を促進するための法整備などが主なもので、早急に小値賀町税条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第180条第1項及び小値賀町議会基本条例第31条の規定により、令和4年3月31日付で、本条例を専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものでございます。

なお、詳細については、担当から説明させますので、よろしく願いをいたします。

議長（横山弘藏） 住 民 課 長

住民課長（橋本博明） それでは、改正の内容について説明いたします。

今回の条例改正は、第1条及び第2条の条建てで構成されております。

では、新旧対照表によって、改正内容の説明をいたします。

最初に、新旧対照表「第1条による改正」1ページをご覧ください。

第18条の4は、DV被害者の保護のため、証明書に住所に代わる事項を記載するとする改正、第33条第4項及び第6項の改正は、町民税所得割における特定配当及び特定株式譲渡所得の課税を確定申告書の記載によってのみ課税することとする改正を行うもので、上位法の改正に合わせた改正でございます。

2ページをご覧ください。

第 34 条の 7 は、所得税法の経過措置の終了に伴う改正でして、上位法の改正に合わせた改正でございます。

第 34 条の 9 第 1 項は、配当割額又は株式譲渡所得割額の控除を確定申告書記載の金額により行うとする改正、同条第 2 項は、控除しきれなかった額の取り扱いを明確化する改正でして、上位法の改正に合わせた改正でございます。

3 ページをご覧ください。

第 36 条の 2 第 1 項は、配偶者特別控除額に算入できる配偶者の明確化に関する改正、第 2 項は法改正による項ずれ対応の改正、4 ページ、第 36 条の 3 第 2 項及び第 3 項は字句の改正、第 36 条の 3 の 2 及び第 36 条の 3 の 3 は、個人の町民税の申告書に配偶者の氏名を記載することとする改正でして、いずれも上位法の改正に合わせた改正でございます。

第 48 第 1 項は、法人町民税についての条文中の法改正による項ずれ対応の改正、第 7 項は法人町民税の修正申告において、税額が減少した場合の取り扱いを規定する条文を新たに規定するものでして、改正後の第 8 項から第 16 項は、第 7 項の新設に伴い項を繰り下げる改正でして、いずれも上位法の改正に合わせた改正でございます。

7 ページをご覧ください。

第 50 条第 4 項は、法人町民税の修正申告において、税額が増加した場合の取り扱いを規定する条文を新たに規定するものでして、上位法の改正に合わせた改正でございます。

8 ページをご覧ください。

第 73 条の 2 は、固定資産課税台帳に、保護が必要なDV被害者が含まれるときは住所に代わる事項を記載し閲覧しなければならないとする改正、第 73 条の 3 は、保護が必要なDV被害者に係る固定資産課税台帳の交付は住所に代わる事項を記載し交付することとする改正でして、上位法の改正に合わせた改正を行うものでございます。

9 ページをご覧ください。

附則第 7 条の 3 の 2 は、個人の町民税における住宅借入金特別税額控除を延長する改正、第 10 条の 2 は法改正による項ずれ対応及び第 25 項を新設する改正、第 10 条の 3 第 9 項及び第 11 項は省エネ改修工事を行った住宅に係る特例を拡充する改正でして、いずれも上位法の改正に合わせた改正を行うものでございます。

11 ページをご覧ください。

第 12 条は固定資産税における土地のうち、商業地に係る課税標準額の上昇幅を 2.5%とする改正、第 16 条の 3 第 2 項は、町民税における配当所得に係る分離課税について、所得税申告での適用がある場合に課税とする改正でして、

上位法の改正に合わせた改正を行うものでございます。

12 ページ、第 17 条の 2 第 3 項は条文で引用しております条項の削除に伴う改正、第 20 条の 2 第 4 項は、特例適用利子等に対する町民税の課税の特例の選択に係る改正でして、いずれも上位法の改正に合わせた改正でございます。

第 20 条の 3 第 4 項及び第 6 項は、租税条約適用利子等に対する町民税の課税の特例の選択に係る改正、第 25 条は条文を削る改正でして、いずれも上位法の改正に合わせた改正でございます。

次に、新旧対照表「第 2 条による改正」1 ページをご覧ください。

改正の対象は、令和 3 年 3 月 31 日に専決処分を行い、同年 4 月の町議会におきまして報告を行っております、小値賀町税条例等の一部を改正する条例でありまして、関係する法律の改正に伴う改正でございます。

また、本改正条例につきましては、附則を設けておりまして、原則、令和 4 年 4 月 1 日からの施工と定めておりますが、一部の改正規定につきましては、附則第 1 条各号のとおり改正条文ごとに施行期日を規定しております。

附則第 2 条は改正後の納税証明書に関する経過措置、附則第 3 条第 1 項から第 3 項につきましては改正後の町民税に関する経過措置、第 4 条第 1 項から第 4 項につきましては、改正後の固定資産税に関する経過措置についてそれぞれ規定しています。

以上で 説明を終わります。

議長（横山弘藏） これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第 1 号、専決処分事項の報告についてを終わります。

日程第 3、報告第 2 号、専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告についての説明を求めます。町 長

町長（西村久之） 報告第 2 号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の報告について、説明をいたします。

地方税法施行規則の一部を改正する省令が、令和 4 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されております。

改正の内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。

第 2 条第 2 項は、国民健康保険税課税額のうち、基礎課税額の限度額を 63 万円から 65 万円に改正、第 3 項は、後期高齢者支援金等課税額の限度額を 19 万

円から 20 万円に改正するものです。

第 23 条は、国民健康保険税の減額後の限度額について規定しており、改正後の第 2 条との整合を図るために、改正前の条文中、63 万円及び 19 万円を、65 万円及び 20 万円にそれぞれ改正するもので、早急に小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第 180 条第 1 項及び小値賀町議会基本条例第 31 条の規定により、令和 4 年 3 月 31 日付で、本条例を専決処分いたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、報告するものでございます。

議長（横山弘藏） これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑はありますか。浦 議 員

6 番（浦 英明） 第 2 条の第 2 項と 3 項までについてですね、限度額が書かれておりますけども、この合計した額が限度額となるわけでございますけども、そしてこの限度額が、合計額がいくらなのか、確認のためお尋ねします。この対象者と言いますかね、これが何名ぐらいいるのかお尋ねします。

議長（横山弘藏） 住 民 課 長

住民課長（橋本博明） お答えいたします。

改正後の基礎課税額が 65 万円、改正後の高齢者支援金が 20 万円、それと別に、介護納付金が 17 万円ありまして、合計で 102 万円になる見込みです。それと、対象者ですけれども、現在試算したところによりますと、基礎課税額の限度額が 8 世帯、支援金の限度額の見込みが 10 世帯、介護の限度額これが 2 世帯ほど見込まれております。以上です。

議長（横山弘藏） 浦 議 員

6 番（浦 英明） ちょっと私がよくわからないので、お尋ねをしますけれども、次に出てくる議案第 29 号では、これ減免措置を取っているわけですね。それに反するという言い方はちょっとおかしいですけども、これは第 2 条ではですね、課税額、これを、限度額を増額しているの、相反するようなかっこのなると思いますが、増額する必要があるのであれば、その内容について詳しく説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 住 民 課 長

住民課長（橋本博明） お答えいたします。

今回の専決処分は、その基が地方税法に根拠がありまして、これをあの法が改正されておりますので、その法に従うために専決処分して限度額を増額したものであります。で、一方で、コロナの影響による収入が減少した世帯への減額に関しましては、これは、あの…その収入等の状況が、一時的というか、今後何年続くかわかりませんが、収入等が一時的に減っているという状況を踏まえまして、その法を改正して、その納税額を変えるのではなくて、申請により

まして減免を行うということで、全く別物の制度であるというふうに理解しております。

議長（横山弘藏） 浦 議 員

6 番（浦 英明） 先ほど、あの…限度額について、課税額の基礎課税額が 8 世帯、それから支援の分が 10 世帯、介護の分が 2 世帯というふうに、こう説明をされましたんですけども、主にどういった業種が多いんですかね。例えば畜産業が多いとか、そういったその内容的には、わかりませんか。

議長（横山弘藏） 住 民 課 長

住民課長（橋本博明） お答えいたします。

世帯数は、試算によって資料として持っておったんですけども、業種につきましては後ほどご報告させていただきます。

議長（横山弘藏） ほかにありませんか。 浦 議 員

6 番（浦 英明） 県下統一による見直しと前言われておったんですけども、これはいつからなるのか、例えば令和 4 年度、今年ですかね、そこあたりぐらいいはだいたいわかるのかなと思っておったんですけど、それについてお尋ねしたいんですけども、そしてその見直しによってどのように変わってくるのか、そこあたりをお尋ねします。

議長（横山弘藏） 住 民 課 長

住民課長（橋本博明） お答えいたします。

浦議員がおっしゃられてるのは、いわゆるその国民健康保険の都道府県下によることだと思われませんが、これによって一番変わるのは長崎県下 1 つの税率によって、国民健康保険税を徴収するという状況に変わるということですが、これは国の方から、令和 6 年度までに結論を出すようにというふうになされておまして、ただ県内での検討の状況は、まだ統一されたその路線というか、そのまだラインは打ち出されておらず、その要因としますのは、長崎県内離島が多ございますので、医療に係る状況がかなり違う、本土とこの小値賀町とか新上五島町においても医療の状況が違いまして、それによるその医療費の掛かり具合も違いますので、そこら辺で、まだ統一した路線が見えていないというところになっております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第 2 号、専決処分事項の報告についてを終わります。

日程第 4、報告第 3 号、令和 3 年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書の

報告についてを議題とします。

報告についての説明を求めます。町 長
町長（西村久之） 報告第3号、令和3年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越
計算書の報告について、説明いたします。

令和3年度の一般会計予算のうち、年度内に事業の完了ができなかった経過
について、繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第
2項の規定により報告するものでございます。

繰越事業につきましては、

2款・総務費で、「イントラネットリプレイス工事」他6件

4款・衛生費で、「健康管理システム導入事業」他2件

5款・農林水産業費で、「保全松林緊急保護整備事業」他2件

6款・商工費で、「長崎県滞在型観光促進事業負担金」他1件

7款・土木費で、「町道唐見崎線災害防除事業」他1件

9款・教育費で、「小値賀町文化的景観保護推進事業費」1件

合計で18件となっております、翌年度に繰り越した額は、3億7,318万
6,000円となっております。

事業ごとの翌年度繰越額及び財源内訳につきましては、計算書に記載のと
おりでございます。

以上で報告を終わりますが、事業ごとの詳細については、担当より報告させ
ますので、よろしく願いいたします。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷元芳久） それでは、事業ごとに説明いたします。

2款1項・総務管理費、「イントラネットリプレイス工事」2,092万2,000円
及び「自治体中間サーバ・プラットフォーム機器更新事業」402万6,000円は、
世界的な半導体不足の影響により、サーバ納入が遅れたことにより繰越したも
ので、「イントラネットリプレイス工事」は、5月25日に、「自治体中間サーバ・
プラットフォーム機器更新事業」は、5月26日に事業完了しております。

同じく、「お試し居住施設整備事業」5,950万円は、新型コロナウイルス感染
症の影響により建設作業が全体的に遅延したことにより繰越したもので、9月
末に完了予定です。

同じく、「新型感染症対策事業」7,694万1,000円は、度重なる緊急事態宣言、
まん延防止等重点措置等により、年度内の事業が完了できず繰越したもので、
事業完了については令和4年度内に完了予定でございます。

同じく、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業」1,650万円は、
新規非課税世帯が確定していないため繰越したもので、12月末に完了予定で
ございます。

同じく、「霊柩車購入事業」442万円は、新型コロナウイルス感染症の影響により、購入予定の車種が11月以降の販売開始となり、入札及び契約に遅れが生じ繰越したもので、事業については、4月19日に完了しております。

2款3項・戸籍住民基本台帳費「住基法一部改正に伴う住民記録システム改修事業」211万2,000円は、委託事業者と庁内関係課との調整に不測の日数を要したことにより繰越したもので、12月末の完了予定となっております。

4款1項・保健衛生費、「健康管理システム導入事業」1,430万円は、世界的な半導体供給不足の影響により、システム構築作業が、本年5月以降開始となるため繰越したもので、9月末の完了予定となっております。

同じく、「葬斎場改修事業」3,418万円も、同様に半導体不足の影響による、照明・衛生器具等の納期の遅れにより繰越したもので、7月中の完了予定でございます。

4款2項・清掃費「ごみ処理広域化事業」4,720万円は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業が全体的に遅延したことにより繰越したもので、7月末の完了予定でございます。

5款2項・林業費、「保全松林緊急保護整備事業」2,314万7,000円は、被害木が多かったため、年度内処理ができなかった更新伐事業分について繰越したもので、6月末に完了する予定でございます。

5款3項・水産業費、「斑漁港機能増進事業地元負担金」152万5,000円及び「斑漁港漁村再生交付金事業地元負担金」797万6,000円は、診療所建設工事の影響により、町内において生コンクリートの入手が困難となったこと、また、冬季の季節風による海上作業が困難になったことで繰越したもので、8月末の完了予定でございます。

6款1項・商工費、「長崎県滞在型観光促進事業負担金」168万1,000円は、長崎県主体の事業に各市町が負担金を支出するもので、事業期間が3月から12月までとなっているため繰越したもので、完了予定は、令和5年3月となっております。

同じく、「総合パンフレットリニューアル事業」310万円は、年間を通して新型コロナウイルス感染症の影響により、業務の着手が困難となったため、繰越したもので、令和5年3月末の完了予定でございます。

7款2項・道路橋梁費、「町道唐見崎線災害防除事業」4,635万6,000円は、買収予定地の地権者の相続事務に時間を要したため、繰越したもので、8月末の完了予定でございます。

同じく、「町道筒井浦海岸線道路改良工事」330万円は、業者の手持ち工事が多く、入札不調となったため繰越したもので、7月末の完了予定でございます。

9款7項・社会教育費、「小値賀町文化的景観保護推進事業費」600万円は、旧

小西家住宅保存修理工事実施設計業務委託料に係るもので、国及び県との調整協議に時間を要し、実施設計に不測の日数が生じたため繰越したもので、6月末を完了予定としております。

以上で報告を終わります。

議長（横山弘藏） これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑はありませんか。

浦 議 員

6番（浦 英明） 下から2番目の筒井浦のですね、道路の改良工事で先ほど言われましたけども、原因については業者が、手持ちが多くて、入札が不調に終わったと。で、7月末に完了予定だということですけども、現在も作業はだいたい終えてしまっているのかどうかわかりませんが、なんか私が見た感じでは、なんか終えているような状況ですけど、また何かこうされるのですか。お尋ねします。

議長（横山弘藏） 建設課理事

建設課理事（村田祐一郎） お答えいたします。

側溝等の工事はほぼ完了しておりますが、あとアスファルト舗装が残っております状況でございます。

議長（横山弘藏） 浦 議 員

6番（浦 英明） アスファルトの舗装といいますと、具体的に説明して下さい。

議長（横山弘藏） 建設課理事

建設課理事（村田祐一郎） お答えいたします。

工事区間の、海岸から鳥山バス停に上るカーブがあると思うんですけども、そのカーブ周辺を嵩上舗装する予定でございます。

議長（横山弘藏） 浦 議 員

6番（浦 英明） そうしますと、後目から唐見崎に行く本線のところは舗装はしないと、それで筒井浦の下の方から鳥山に上がるバス停の付近を嵩上げすると言っていましたけども、幅はどのぐらいなるんですかね。そして、その期間はどのぐらいなるんですか。その期間また通行止めになると思うんですけど、そこらあたりを詳しく説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 建設課理事

建設課理事（村田祐一郎） アスファルト舗装については、そのカーブ区間の嵩上げのみでございまして、なにぶん舗装面積が少なく、アスファルトがなかなか少量では練らないものですから、診療所の外構工事のアスファルト舗装に合わせて、工事を施工予定でございます。施行時期については、診療所の工事の後になると思います。工事期間については、ちょっと詳細までは確認しておりません。

議長（横山弘藏） 浦 議 員

6 番（浦 英明） 7月末完了ですから、7月末には工事期間が終わると思いますんで、その答弁でいいと思いますけども、私が聞きたいのはですね、幅がどのくらいで長さは何メートルとアスファルト舗装の平米数と言いますか、そこを聞きたいんですけど、お尋ねします。

議長（横山弘藏） 建設課理事

建設課理事（村田祐一郎） 申し訳ございません。面積についてはちょっと手元に資料を寄せておりませんでしたので、後ほど報告させていただきます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑ありませんか。 浦 議 員

6 番（浦 英明） 今回 18 項目、18 件ですね、一応、繰越工事が掲載されておりますけども、今までにない繰越事業というふうになっております。中には、今年度の3月末、要するに5年の3月末までに終わるような予定の事業もあります。そうしますと、これはあの来年度の当初予算にですね、降りかかってくる可能性もありますんで、その全体的にこういったその、私は前から言っているんですけども、繰越はなるべくやめなさいよと、本事業に対して支障があるからと。なぜかという事業自体が上手くできないので、言い方は悪いですけども、手抜き工事をする可能性もあるかもわからんですからね。これは事業者に対して失礼ですけども、そういうことにならないように、こうしていただけたらなと思うんですよ。だからその、この繰越が与える影響というのはどういうふうに感じていますか。

議長（横山弘藏） 誰に答えてもらいますかね。建設課でいいですか。

建設課長

建設課長（橋本 満） お答えいたします。

浦議員おっしゃるとおり、繰越事業というのはあまり望ましくないというのは認識しております。しかし、ここ2年はコロナ禍の中で、資材の搬入の遅延、それから人手不足といったものがございました。で、今後は円滑な工事発注と工事完成を目指して、翌年度以降にですね、工事が集中しないように努力してまいりたいと思います。

議長（横山弘藏） 浦 議 員

6 番（浦 英明） 全体的に考えればですね、やらなくてはいけない事業が後を押してると思いますのでですね、後退するようなことをいうのもちょっと気が引けるんですけども、それだったら次の当初予算の時にですね、5年度の当初予算でも結構ですけども、コロナ禍を見据えてですね、事業の縮小も考えてもいいのではなからうかと思うんですね。是非ともやらなければいけない仕事はやるべきだと、こういうふうにかう思っております。例えばこれも私言いましたけども、筒井浦のさつきから質問してる工事ですね、これは9月ぐらいだ

ったですかね、その頃に発注して、330万くらいだったから、もうこれはできるのではなかろうかと、こういうふうにも私も思っておったんですよ。そしたら今言われるように業者が、手持ちがいっぱいで、その入札に参加できないということで不調になったということでございますけども、こういったことが再三起こる可能性があるんで、当初予算をですね、しっかりこう噛み締めて、そこで出してもらいたいとこういうふうにも思いますけども、いかがでしょうか。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷元芳久） 予算の関係ですので、私の方からご説明させていただきます。一財等であればですね、その見極めてから翌年度にとか、そういうことも可能かと思っておりますけども、今年度のみ補助金が付いたりとか、そういった事業につきましては、やはりあの予算立てして、こういうコロナ影響があればですね、繰越もやむを得ないのかと思っております。そういった補助事業メニューもですね、しっかり来年度にもそういった事業が、補助メニューが付いておけばですね、翌年度考えると、そういったものも協議しながら、予算立てを考えていきたいと思っております。

議長（横山弘藏） 浦議員

6番（浦英明） やっぱりひも付き事業に関しましては、致し方のないところですからね。こういった事業をやらないと、後から国・県からの予算が付きませんので、そういうふうにも思います。だから、一財でやってもいいんですけども、一財でやればそれだけ手持ち資金が減っていきますので、そこあたりもよく考えていただきたいと。今のだいたい答弁でよくわかりましたんですけども、今一度よく考えていただきたいとこういうふうにも思っております。答弁はいりません。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これで質疑を終わります。

以上で、報告第3号、令和3年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第5、報報告第4号、令和3年度小値賀町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告についての説明を求めます。

町長

町長（西村久之） 報告第4号、令和3年度小値賀町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、説明をいたします。

令和3年度の簡易水道事業特別会計予算の内、年度内に事業の完了ができな

かった経費について、繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

繰越事業は、1款1項・総務管理費、簡易水道公営企業会計移行事業 1,630万円でございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、設計業者との打合せが延期されるなど、事業の開始が遅れたことにより年度内の完了が困難となり繰越するもので、業務については、令和4年6月末に完了予定でございます。

以上で、報告を終わります。

議長（横山弘藏） これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑はありますか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第4号、令和3年度小値賀町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第6、報告第5号、令和3年度小値賀町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告についての説明を求めます。

町 長

町長（西村久之） 報告第5号、令和3年度小値賀町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、説明をいたします。

令和3年度の下水道事業特別会計予算のうち、年度内に事業の完了ができなかった経費について、繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

繰越事業につきましては、1款1項・総務管理費、下水道公営企業会計移行事業 1,650万円は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、設計業者との打合せが延期されるなど、事業の開始が遅れたことにより、年度内の完了が困難となり繰越したもので、業務については、令和4年6月末に完了予定でございます。

同じく大島地区施設修繕事業 172万円は、世界的な半導体不足により、インバーターの納入に、11カ月以上を要するため繰り越したもので、修繕については令和5年2月末の完了予定でございます。

同じく、小値賀町下水道事業全体計画見直し業務委託 455万円は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、設計業者との打合せが延期されるなど、事業の開始が遅れたことにより、年度内の完了が困難となり繰越したもので、業務

については、令和4年6月末に完了予定でございます。

同じく、「公共柵設置工事（公共下水）」310万円は、「お試し居住施設整備事業」に関連する工事でございますが、入札の不調もあり、また、特殊製品であるマンホール防護蓋の製作に時間を要するために繰越したもので、工事については、令和4年7月末に完了予定でございます。

以上で、報告を終わります。

議長（横山弘藏） これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑はありませんか。浦 議 員

6番（浦 英明） 小値賀町下水道事業全体計画見直し業務委託につきましては、コロナ関係で遅れて6月末になるということを説明されましたけども、あの455万円で計上されておりますけれども、当初が530万円だったので、どうなのかなど、私ちょっとわからないので、お尋ねします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（橋本 満） お答えいたします。

予算額に対しまして、入札で、455万円で契約しております。今のところ入札執行残ということで、全体計画見直し業務ということで、業務を遂行する際にですね、新たな項目とか、発生する場合も考えられましたので、その入札執行残についてもですね、一緒に繰り越したという次第でございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第5号、令和3年度小値賀町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第7、報告第6号、令和3年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告についての説明を求めます。町 長

町長（西村久之） 報告第6号、令和3年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、説明をいたします。

令和3年度の国民健康保険診療所特別会計予算の内、年度内に事業の完了ができなかった経費について、繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

繰越事業は、2款1項・医業費、「医療機械器具購入事業」3,464万円でございます。新診療所建設工事の遅れに伴い、購入する医療機器が新診療所へ設置できなくなったことから繰越すもので、建設工事が完了次第設置することとい

たしております。

以上で、報告を終わります。

議長（横山弘藏） これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第6号、令和3年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第8、報告第7号、令和3年度小値賀町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告についての説明を求めます。

町 長

町長（西村久之） 報告第7号、令和3年度小値賀町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、説明をいたします。

令和3年度の一般会計予算のうち、年度内に事業の完了ができなくなり、事故繰越しとなった経費について、繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項で準用する、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものでございます。

事故繰越し事業は、7款2項・道路橋梁費、「町道野崎本線無電柱化工事」3,785万6,000円でございます。

昨年12月8日に、船舶で建設資材を運搬中、避けがたい事故が発生し、建設資材が使用できなくなったことから工事に遅れが生じ、年度内の完成が困難となり繰越となったものでございます。

なお、工事の完了は、令和4年12月末を予定しております。

以上で、報告を終わります。

議長（横山弘藏） これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑はありませんか。

浦 議員

6番（浦 英明） 避けがたい事故と言われましたけども、詳しく説明の程、お願いします。

議長（横山弘藏） 建設課理事

建設課理事（村田祐一郎） お答えいたします。

無電柱化工事の土木工事に使用するハンドホールというコンクリートの升がありまして、それを福岡からフェリー太古で運搬中に、波浪による船の動揺で荷崩れがおきまして、その影響でもう4個がすべて使用不可となり、また再製

作となって工事に遅れが生じたものでございます。

議長（横山弘藏） 浦 議 員

6 番（浦 英明） これは、避けがたい事故といえ、うちの方ではそうでしょうけども、当事者にとりましては、これは何て言いますかね、管理不十分による事故ではないかと思うますんで、もちろんこれ事業費については、追加で出したということはないんでしょ。そのこの業者がそれは見るわけでしょう。お尋ねします。

議長（横山弘藏） 建設課理事

建設課理事（村田祐一郎） 議員おっしゃるとおり、これに関して追加の経費を計上しているものではないです。

議長（横山弘藏） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第7号、令和3年度小値賀町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第9、報告第8号、令和3年度小値賀町下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告についての説明を求めます。

町 長

町長（西村久之） 報告第8号、令和3年度小値賀町下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について、説明をいたします。

令和3年度の下水道事業特別会計のうち、年度内に事業の完了ができなくなり、事故繰越しとなった経費について、繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項で準用する、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

事故繰越し事業は、1款1項・総務管理費、「公共柵設置工事費」230万円でございます。

本工事は、お試し居住施設整備事業と関連した工事でございます。入札の不調もあり、また、特殊製品であるマンホール防護蓋の製作に時間を要するために繰越したもので、工事については、令和4年7月末に完了予定でございます。

以上で、報告を終わります。

議長（横山弘藏） これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑はありませんか。

浦 議 員

6 番（浦 英明） お試し住宅というふうにご説明されましたけれども、先

ほどもちょっとありましたですね。これは 310 万ですか。これとはどういうふうな関連になるわけですか。お尋ねします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（橋本 満） お答えいたします。

先ほどの繰越事業の金額では不足しましたので、令和 3 年度に 230 万円補正をいただきまして、工事を発注しております。ですので、先ほどの繰越明許費の計算書と、こちらの事故繰りとの関係は、一緒の工事ということでお願います。

議長（横山弘藏） 浦 議員

6 番（浦 英明） 確認のためにお尋ねしますけども、このお試し住宅というのは丘町の分ですかね。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（橋本 満） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、丘町の住宅のことでございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第 8 号、令和 3 年度小値賀町下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第 10、報告第 9 号、令和 3 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告についての説明を求めます。町 長

町長（西村久之） 報告第 9 号、令和 3 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計継続費繰越計算書の報告について、説明をいたします。

令和 3 年度の国民健康保険診療所特別会計の継続費におきまして、年度内に支出が終わらなかったものについて、継続費繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定により報告するものでございます。

継続費の繰越は、1 款 3 項・施設整備費、「診療所建設事業」1,881 万 8,000 円で、診療所建設事業にかかる工事費及び工事監理業務委託料で、事業を継続して行うため繰越を行うものでございます。

以上で、報告を終わります。

議長（横山弘藏） これにて報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第9号、令和3年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計継続費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第11、議案第29号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長

町長（西村久之） 議案第29号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について、説明いたします。

今回、条例の一部改正は、令和2年度から実施しております、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した国保世帯に対する国民健康保険税の減免措置を、引き続き、令和4年度まで継続するための改正でございます。

新旧対照表をご覧ください。

附則第14条では、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免を定めるもので、対象年度を令和3年度分までとしていたものを、令和4年度分に改正するものでございます。

附則としまして、第1号でこの条例は公布の日から施行する、第2号では改正後の附則第14条の規定は、令和元年度分から令和4年度分の国民健康保険税で、令和2年2月1日から令和5年3月31日までの、納期限のものに適用することといたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第29号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(案)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

— 休憩	午前	10 時	52 分	—
— 再開	午前	11 時	02 分	—

議長(横山弘藏) 再開します。

建設課理事

建設課理事(村田祐一郎) 先ほど、答弁漏れがありました、町道筒井浦海岸線道路改良工事の舗装面積についてお答えいたします。舗装延長が15m、舗装の幅、幅員が2.5mから4.5m、舗装面積が全部で48平米でございます。

議長(横山弘藏) 住民課長

住民課長(橋本博明) 先ほど、報告第2号の中で、浦議員からの質問に答弁を保留しておりましたので、お答えいたします。課税限度額に係る業種というか、職業ですけれども、まず基礎課税額が、農業2世帯、商工業6世帯。後期高齢者支援金が、農業3世帯、漁業1世帯、商工業6世帯。最後の介護納付金は、農業2世帯となっております。

日程第12、議案第30号、小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例(案)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町 長

町長(西村久之) 議案第30号、小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例(案)について、説明いたします。

今回、条例の一部改正は、国民健康保険税と同様に、令和2年度から実施しております、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した第1号被保険者の介護保険料の減免措置を引き続き、令和4年度まで継続するための改正でございます。

新旧対照表をご覧ください。

附則第6条では、新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免を定めるもので、対象年度を令和3年度分までとしていたものを、令和4年度分に改正するものでございます。

附則としまして、第1号でこの条例は公布の日から施行することとし、第2号では、改正後の附則第6条の規定は、令和元年度分から令和4年度分の介護保険料で、令和2年2月1日から令和5年3月31日までの、納期限のものに適用することとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第30号、小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第31号、令和4年度小値賀町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西村久之） 議案第31号、令和4年度小値賀町一般会計補正予算（第1号）について、説明いたします。

今回の補正予算は、歳入で国庫負担金、国庫補助金、基金繰入金の増額をはじめ、地方債の変更が主なもので、歳出では、第5次総合計画策定事業の業務追加、お試し居住施設、新型コロナウイルス感染症関係事業、家畜診療業務、

総合体育館改修工事設計委託料、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、下水道事業特別会計繰出金などの増額が主なものでございます。

予算書1ページ、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,690万3,000円を追加し、補正後の予算総額を40億2,990万3,000円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為で、4ページ第2表に示しておりますとおり、第5次小値賀町総合計画策定支援業務委託料で、限度額を550万円としております。

第3条は、地方債の補正で、5ページ第3表に示しておりますとおり、町道野崎本線無電柱化事業150万円の増額変更でございます。

以上、補正予算の概要を説明いたしました。

詳細については担当より説明させますので、よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷元芳久） それでは、説明書8ページ歳入から説明いたします。

14款1項2目・衛生費国庫負担金507万円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金で、補正後の国庫負担金の総額を1億1,903万3,000円としております。同じく2項1目・民生費国庫補助金338万円の増額は、新型コロナウイルスセーフティネット強化交付金が主なもので、4目・土木費国庫補助金159万6,000円減額、7目・総務費国庫補助金866万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が主なもので、補正後の国庫補助金の総額を1億1,761万9,000円としております。

18款1項1目・財政調整基金繰入金2,388万9,000円、7目・社会体育施設整備基金繰入金600万円の増額は、財源確保によるもので、補正後の基金繰入金の総額を7億8,353万9,000円としております。

21款1項6目・土木債150万円の増額は、町道野崎本線無電柱化事業に係る、過疎債の変更増額分で、補正後の町債の総額を3億7,420万円としております。

9ページ、歳出では、2款1項1目・一般管理費を66万円増額、6目・企画費760万円の増額は、総合計画策定事業関係調査業務委託料の業務内容の追加、お試し居住施設整備工事の遅延に伴う増額が主なもので、15目・新型感染症対策費1,103万円の計上は、公共施設感染防止対策事業として、葬斎場及び放課後児童クラブにオゾン発生器及び空気清浄機を設置するための備品購入費と、離島流通効率化・コスト改善事業補助金、経営継続補助金が主なもので、補正後の総務管理費の総額を4億8,816万2,000円としております。

3款2項1目・児童福祉総務費369万2,000円の増額は、前年度も実施された低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円支給する、子育て世帯生

活支援特別給付金が主なもので、ひとり親世帯の児童 27 名、及び、それ以外の子育て世帯の児童 30 名、合計 57 名分を計上し、補正後の児童福祉費の総額を 1 億 4,053 万 9,000 円としております。

4 款 1 項 1 目・保健衛生総務費 240 万 5,000 円の増額は、子育て支援員の人件費が主なもので、2 目・予防費 514 万 3,000 円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種関係経費で、補正後の保健衛生費の総額を 6 億 3,082 万 2,000 円としております。

5 款 1 項 4 目・畜産業費 660 万 3,000 円の増額は、家畜診療応援医師業務委託料が主なもので、補正後の農業費の総額を 2 億 4,171 万円としております。

7 款 1 項 1 目・土木総務費 255 万円の増額は、下水道事業特別会計への繰出金で、補正後の土木管理費の総額を 1 億 2,029 万 1,000 円としております。

同じく、2 項 3 目・道路新設改良費を 50 万円増額し、補正後の道路橋梁費の総額を 9,059 万 2,000 円としております。

9 款 7 項 1 目・社会教育総務費 72 万円の増額は、大島公民館の老朽化による雨戸及び雨樋などの改修工事に係る補助金を増額するもので、補正後の社会教育費の総額を 1 億 294 万 7,000 円としております。

同じく、8 項 1 目・保健体育総務費 600 万円の増額は、総合体育館改修工事設計委託料で、当初は施設が平成 7 年度に建設されており、耐力度調査を行う予定はありませんでしたが、改修の工法で屋根の部分も含め、施設に新たな荷重が掛かる可能性があることから、通算 60 年の施設長寿命化を目指すにあたり、耐力度調査を行うべきという方針となり、今回、耐力度調査費を増額し、補正後の保健体育費の総額を 5,991 万 6,000 円としております。

以上で説明を終わります。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第 14 款・国庫支出金

国庫支出金ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第 18 款・繰入金

繰入金ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第 21 款・町債

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第2款・総務費

総務費ありませんか。 浦議員

6番（浦英明） 6目の企画費で、お試し住宅の施設整備工事費が300万円上がっておりますので、これはどこに設置するのか、1棟なのか何棟なのか、そこあたりをお尋ねします。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷元芳久） お答えいたします。

この300万円の工事につきましては、繰越事業でも出ておりましたけども、3月の議会で工事の契約受けましたけども、その当初予算組みしておきまして、その入札がですね、1年遅れになったことで、部材単価等の値上がり等も含めまして、外構工事の分がですね、どうしても予算が足りないということで、この分については、張芝とか側溝整備、アスファルト舗装などが、今回補正で増加した分でやろうとしてるものでございます。

議長（横山弘藏） 浦議員

6番（浦英明） どこの分ですか。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷元芳久） 笛吹在、先ほどはちょっと丘町というお話でしたけども、実際出来上がった場合は、笛吹在地区となりますので、笛吹在地区の外構工事に充てる予定にしております。

議長（横山弘藏） 総務費、ほかにありませんか。 浦議員

6番（浦英明） 15目18節の負担金補助、これの888万7,000円の内容をお尋ねします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（博多屋雄一郎） はい。お答えいたします。

負担金の内容、補助金の内容ということですけども、新型コロナウイルス感染症対策事業として、離島流通効率化・コスト改善事業が562万9,000円、あと経営継続補助金（漁業）が325万8,000円でございます。

離島流通効率化・コスト改善事業につきましては、水産物の海上輸送において、その輸送費を補助する、という事業でございます。経営継続補助金に関しましては、漁業のですね、経営の継続を図るための取り組みを行うために必要となる経費を補助する、という事業でございます。

議長（横山弘藏） 浦議員

6番（浦英明） まずは、コスト改善事業については、これは当初予算を見ていなかったんですけど、もちろんあったと思うんですけども、ここで補正した内容をですね、比較してそれをお尋ねします。それと、経営継続補助金に関

しましては、その内容をですね、詳しく説明していただきたいと思います。これは何に関するものなのか、私なりにちょっと調べたんですけども、一次募集、二次募集、いろいろあってですね、薩摩丸かなと思ったらそうでもないし、あるいは漁業者の無線とかそういったのが関係あるのかな…と思いますので、その対象者なんかもお尋ねします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（博多屋雄一郎） はい。お答えします。

今回、補正予算1号で上げました、この15目の18節に関しては、新規に上げているものでございます。当初予算には計上いたしておりません。で、あと経営継続補助金の対象者につきましては、漁業者でございます。継続補助を図るために必要というところで補助するものでございますけれども、漁業者のですね、必要とするもの、種類はプロッターとかコード無線機になります。で、件数的にはコード無線機が一番多く要望しているものでございます。

議長（横山弘藏） 浦 議 員

6番（浦 英明） 対象者が何名なのか、そして無線については、各それぞれ切り替え時が違いますんで、まあ今回はコロナに対応するというので、もしかしたらこの1回限りかもわかりませんが、いや、またこの後ずっと補正していくんだとか、来年度もまた出るんだとか、そういった内容をお尋ねします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（博多屋雄一郎） はい。お答えします。

今回予算に上げている対象者は39件でございます。で、これはですね、国の事業でコロナ交付金を、コロナ交付金で賄えるため漁業者負担分の8分の1を、コロナ交付金で補助するものでございますので、コロナ交付金がなければ補助はしないように考えております。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷元芳久） 私の方からちょっと関連でですけども、今回、今国会の方でですね、地方創生臨時交付金、コロナ禍における原油価格、物価高騰分のまた交付金が、交付される予定となっております。で、その中で、こういった事業が継続して認められるようであれば、上げて継続してやっていけるのかなと思っておりますけども、まだあのこちらの方に決定、そういった詳しい詳細が送って来ておりませんので、それを見ながらですね、課内で協議しながら継続できるものは継続していければなと思っております。

議長（横山弘藏） 浦 議 員

6番（浦 英明） 私なりに、ちょっとあんまり見きらんのですけども、ネットで見てみましたら、一次募集、二次募集、いろいろありましたんで、それを

ずっと見ていったらば、8万件も9万件もあつとですもんね。やけん、見つけ
きらんかったからここでいろいろ聞いとるわけなんですけども、無線、あるい
はプロッター、それからレーダー、こういったものが該当すると思うんですけ
ども、何次募集まであるのか、さっきの答弁ではちょっとわからないというこ
となんですけども、3次募集4次募集まであれば、今年いっぱいあるのか、来
年度もあるのかと思うんですけども、今答弁されたようにちょっとわからない
ということなんですけども、もう一度確認の意味でお尋ねします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（博多屋雄一郎） はい。お答えします。

私が承知している範囲では、二次募集までと承知しております。

議長（横山弘藏） 浦 議 員

6番（浦 英明） 度々ちょっと聞いて申し訳ないですけども、これを知らない
とか、これに漏れる、そういった人達はいないのですか。もちろんいたらそ
れ救済できるんですか、お尋ねします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（博多屋雄一郎） はい。お答えします。

これはですね、漁協が取りまとめて行っている事業でございまして、噂が噂
を呼んでですね、私も私もというふうに来られたと聞いておりますし、そうい
う漏れがあつたら漁協がお声掛けすると思っておりますので、漏れはないもの
と思います。

議長（横山弘藏） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 次に移ります。

第3款・民 生 費

民生費ありませんか。

今 田 議 員

7番（今田光弘） はい。民生費の中でですね、低所得の子育て世帯に対する
子育て世帯支援特別給付金ということで、57名分が計上されていますが、低所
得でない子育て世帯全体の数っていうのは何件くらいあるのでしょうか。

議長（横山弘藏） 福祉事務所長

福祉事務所長（前田達也） お答えいたします。

すいません。正確な数字はちょっと手持ちにはないんですけども、昨年ので
すね、子育て世帯の臨時特別給付金ということで、児童手当の対象となる方の
世帯でいきますと149世帯266名ということとなっております。

議長（横山弘藏） 今 田 議 員

7番（今田光弘） 266名のうち57名が対象となるということでしょうか。

議長（横山弘藏） 福祉事務所長

福祉事務所長（前田達也） 議員おっしゃるとおりでございます。

議長（横山弘藏） 今 田 議 員

7 番（今田光弘） これだけ、今回だけのことではないんですが、低所得者に対する何かというのが非常に多い。ま、国の方針として、国としては低所得者に対するいろいろな支援策を出してきてるわけなんですけど、今、全国的に見ると、低所得者だけに限ってしまうと不公平じゃないかっていう話も出てきていて、自治体によっては全員に対して給付するというケースも出てきています。それについて、いかがお考えでしょうか。

議長（横山弘藏） 福祉事務所長

福祉事務所長（前田達也） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりですね、自治体によりましては、この給付金にプラスして、その上乘せということですね、いくらかそういう支給を予定されているところもあるというふうにはお聞きしております。先ほど、総務課長の方が申し上げました、その原油価格等ですね、物価上昇等の交付金等も今からあるということですが、そのあたり、その対象もですね、その子育て世帯に対象にするのか、またその他の町民の方も対象にするのかというようなことも含めてですね、執行部の方とは話していきたいというふうに思っております。

議長（横山弘藏） ほかにありませんか、民生費。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 次に移ります。

第4款・衛 生 費

衛生費ありませんか。

浦 議 員

6 番（浦 英明） 2 目の予防費ですね、コロナワクチンの接種業務委託料が 507 万 1,000 円で上がっておりますけども、これあの…昨日の新聞で、一応書かれておったんですけども、接種可能で予約が入っていない自治体もあると、こういうふうに書かれておったんで、これはどういうふうなことなのか。それと、接種は7月以降になると思うんですけども、だいたいの予定日はいつなのかお尋ねします。

議長（横山弘藏） 住 民 課 長

住民課長（橋本博明） お答えいたします。

今回の補正予算に計上しております 507 万 1,000 円の内訳としましては、対象者として、5 歳以上 12 歳未満、これを今年度に、この対象者の 2 回分接種に加えまして、60 歳以上の 4 回目の接種、この分を補正計上させていただいております。また、接種の予定ということですが、3 回目の接種から 5 カ月を経過することが必要です。で、今、60 歳以上で一番遅い 3 回目の接種

日が2月26日でしたので、それより早い方がおられますが、それをその都度5カ月経った時点で接種するのか、一度に接種するのかはですね、また診療所と協議しながら決めていきたいと思います。まだ、ですので、接種可能になるのは7月に入ってからという状況になっております。

議長（横山弘藏） ほかにありませんか、衛生費。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 次に移ります。

第5款・農林水産業費

浦 議 員

6番（浦 英明） 4目の畜産業費で、委託料が620万円上がっております。これは先ほどの説明で、応援の医師分と言われたんですけども、今回7月から獣医師が来られることを聞いておりますので、その分の給料といいますか、そういったのはどういうふうになってるんですか。お尋ねします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（博多屋雄一郎） はい。お答えいたします。

職員の給与に関しましては、職員の給与は、庁内まとめてですね、補正予算を組むようになっておりますので、その時に計上する予定でございます。

議長（横山弘藏） 浦 議 員

6番（浦 英明） 7月から来るのに、わからないというようなことなんですか。あと何日かしかないんですけど、お尋ねします。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷元芳久） お答えいたします。

給与に関して、総務課の方から補足させていただきます。

7月から来る先生の分については、途中で4月から勤めておりました上西先生、獣医師の分をですね、そのまま、その分で7月から職員になれる獣医師の分は対応させていただきます。この委託料については、今回また1人体制になりますので、その他の委託で応援をしていただきたいということで、その分の委託料の分について、増額補正させていただいております。

議長（横山弘藏） 浦 議 員

6番（浦 英明） そしたら本題に入ります。この委託料につきましては、今回620万を計上し、当初予算が230万だったから850万にこうなるわけですね。これで足りるのかなと思うんですが、2人の医師の応援を頼むと思うんですけども。そしたら、確認の意味でお尋ねしますけど、3年度の見込みはだいたいのぐらいになるのか、私の計算では、1200万ちょっと超すのかなと思っておるんですけど、お尋ねします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（博多屋雄一郎） お答えいたします。

単年度の見込み… 3年度決算の委託料の見込みですか。ちょっと決算のこと
ですので…

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

— 休憩 午前 11 時 30 分 —
— 再開 午前 11 時 32 分 —

議長（横山弘藏） 再開します。 産業振興課長

産業振興課長（博多屋雄一郎） はい。お答えします。

委託料の令和3年度決算は、約1,300万でございます。で、すいません、ち
よっと答弁誤りがありましたけれども、7月から来られる獣医師の先生につい
ての人件費はですね、当初予算で計上いたしております。

予算が足りるのかということに対してですけれども、今回ですね、補正予算
に組んでいる委託料ですけれども、1名の獣医師の方はですね、5月から7月
で契約をする予定でございます。ですので、3カ月分しか予算計上をしており
ませんから、そういうことで昨年度と比べ委託料を減額するという形になりま
す。

議長（横山弘藏） 浦 議 員

6番（浦 英明） 山内先生と前は小値賀町の職員であった人の、その2人だ
と思うんですけども、その内の誰が3カ月分ですか。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（博多屋雄一郎） はい。お答えいたします。

岩清水先生が、5から7月の3カ月分となっております。

議長（横山弘藏） ほかにありませんか。農林水産業費。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 次に移ります。

第7款・土 木 費

土木費ありませんか。 浦 議 員

6番（浦 英明） 不在者財産管理人選任申立関係手数料が50万円計上されて
おりますけれども、これは、該当者は何人ですか。お尋ねします。

議長（横山弘藏） 建設課理事

建設課理事（村田祐一郎） 該当者は1名でございます。

議長（横山弘藏） 浦 議 員

6番（浦 英明） 確認の意味で、お尋ねします。1名ですか。前は、何名か
10名かいくらかで、これよりも金額がちょっと少なかったみたいな感じだった
んですけども、お尋ねします。

議長（横山弘藏） 建設課理事

建設課理事（村田祐一郎） お答えいたします。

相続の権利者が15名おまして、その内、所在不明となっている1名の方が該当いたします。

議長（横山弘藏） 浦 議 員

6番（浦 英明） 例えば、1名を探すのに、そういったその人に対する手数料が1人50万いるということですよ。確認の意味でお尋ねします。

議長（横山弘藏） 建設課理事

建設課理事（村田祐一郎） お答えいたします。

所在がわからない1名の代わりに、不動産の、財産の管理人を選んでいただいて、相続関係の業務を遂行していただくお金となっております

議長（横山弘藏） 建設課理事

建設課理事（村田祐一郎） この不在者財産管理人を立てていただく家庭裁判所に申し立てをする時に発生する料金でございます。

議長（横山弘藏） ほかに土木費ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 次に移ります。

第9款・教 育 費

宮 崎 議 員

3番（宮崎良保） 教育費の大島の公民館改修工事についてお尋ねをします。公民館の改修工事については、総工費の60%を補助するということが決まっておりますけれども、その内容について伺いますけど、エアコンがあそこに設置をされております。この前、出前議会の時に、そのエアコンも変えたいということでしたので、このエアコンについてもその補助対象になっているのか伺います。

議長（横山弘藏） 教 育 次 長

教育次長（永田敬三） お答えいたします。

議員お尋ねの、大島公民館のエアコンの件でございますが、設備の1つとしてエアコンも入っておりますので、今回対象にいたしております。

議長（横山弘藏） 教育費、ほかにありませんか。

今 田 議 員

7番（今田光弘） はい。その下の総合体育館なんですけど、先だっでご説明はいただいたんですが、元々、体育館の雨漏りが酷くて、防水工事をするということが、僕らが聞いていたメインのことなんですけど、それに伴って当然、個別施設計画を見ますと、吊り天井なので今の段階で、実施に対して既存不適格と個別施設計画には明記されております。その中で、雨漏りの工事をやるというのを目的としていながら、当初予算で計上されていない。耐力度調査が必要になったということなんですけど、それについては、なぜ当初予算でこれを含めな

かったというのかというのは、非常に疑問が残るんですが、いかがでしょうか。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（永田敬三） お答えいたします。

議員ご指摘の、当初予算での耐力度調査が計上見込めなかったのかという点につきましては、当初予算編成時には、正直申しまして防水工事の方に考えが至っております、耐力度調査のことについては、すいませんが認識が、考えが至っておりませんでした。

議長（横山弘藏） 今田議員

7番（今田光弘） はい、あの当初予算って、やっぱりある程度何て言うのかな、きっちりではないですけど、ある程度しっかりした計画が必要だと思う。その中から予算立てしていくわけで、先ほども言いましたが、防水工事となったのも屋根の工事ですよ。当然重さもかかって来るし、もう吊り天井が、アリーナの基礎天井が、既存不適格というのがわかっているわけですから、だから単純に考えてしまうと、既存不適格ということ自体見逃していたんじゃないかと感じてしまうんですが、いかがでしょうか。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（永田敬三） お答えいたします。

その点につきましては、把握はしてたんですけども、そういう耐力度調査というものが必要かということにつきまして、私共が認識不足であったということで、すいません、反省をいたしておりますので、今回、改めてその耐力度調査分を追加した分をお願いした次第です。

議長（横山弘藏） 今田議員

7番（今田光弘） はい。わかりました。

あの総合体育館は、万が一災害があった時の割と長期に渡って避難する施設ですので、それが、そのような災害が、今年度起こるかもしれないということで、やるには本当にしっかり、しかも、早さが必要だと思うんですよ。そこはしっかり、金額は張るかもしれませんが、しっかり計画をして、しかも早く安全に避難生活が送れるような体育館にするということは必要だと思うのですがいかがでしょうか。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（永田敬三） お答えいたします。

私も、議員おっしゃるとおり、その必要性は感じておりますので、防災担当の総務課、そして建設課と密に連絡を取ってですね、早急な対応に努めてまいります。

議長（横山弘藏） 教育費、ほかにありませんか。

宮崎議員

3番（宮崎良保） 同じく総合体育館について伺いたいと思います。

この前の全協の時に、総合体育館を避難所としても運用するというのを聞いております。こんなに大幅な改修はそうめったにすることではありませんので、この避難所として運用するための工事というのは何か考えていますか伺います。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（永田敬三） お答えいたします。

当初予算編成時にですね、関係者による事前打ち合わせということで、当然防災担当の方も入っていただきましたので、例えば、避難期間が長期化しますと、エアコンとかの、必要性があるかということのご意見も頂いておりますので、今回の設計の中でですね、そういうのも踏まえながら、調整を図っていきたいというふうに考えております。

議長（横山弘藏） 宮崎議員

3番（宮崎良保） 現在、体育館に設置されているのは、エアコンじゃなくて大きい扇風機ですかね、を、設置しているということでございますけれども、その他防災の貯蔵庫として、何か食糧とか水とかも、やはり貯蔵するべきだろうと思うんですけれども、その辺の貯蔵庫の改修等々については何も考えてはいないんですか、伺います。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷元芳久） お答えいたします。

防災については総務課の方が担当ですので。議員おっしゃるとおり、避難所にやっぱり防災グッズ、そういった食糧品とか水とかですね、備え付けるのが一番だと思っております。そういったのは今後ですね、既存の施設は防災用の施設ではございませんので、そういった置ける場所等を、施設の関係課と協議しながら場所を確保していければと思っております。

議長（横山弘藏） 宮崎議員

3番（宮崎良保） 避難所として運用するということです。それはもう重要なことだと思ってるので、早急にですね、しながら、こういう改修はめったにないことですので、もし何かあれば追加でやって欲しいなと思っております。以上です。

議長（横山弘藏） 教育費、ほかにありませんか。 **松屋議員**

2番（松屋治郎） 耐力度に問題がある。基礎の不適合の建物であるということで、このことを十分に検討しないでの今回の体育館の改修工事設計委託料は、とても受け止められるものではないと思っております。十分な検討が必要で、その後その改修工事設計委託料を計上すべきではないかと思っております。町長の考えを伺います。

議長（横山弘藏） 町長

町長（西村久之） はい。改修工事につきましては、既に予算化をしております。

して、この部分につきましてはですよ、今松屋議員さんがおっしゃるとおり、点検をするための耐力度調査ですので、予算がないと入札もできませんし、ということで、今回耐力度調査の補正予算を計上させていただいております。

議長（横山弘藏） 松屋議員

2番（松屋治郎） それはちょっと順番が逆だと思うんですね。十分な耐力度があつて、初めて改修に移れるのではないかと思うんですが、どうでしょうか。

議長（横山弘藏） 町長

町長（西村久之） ええ、おっしゃるとおりで、先ほど教育次長からもありましたけども、この耐力度調査をするのを忘れとって、予算を組んでなかったということで、大変失礼な話ですけども、今回、補正予算を上げたということでございます。

議長（横山弘藏） 松屋議員

2番（松屋治郎） じゃあその後にですね、大きな問題点があつた場合に、その改修工事の委託料ちゅうのは意味がないんじゃないかと思うんですよね。これじゃ進む問題じゃないと思うんですよ。だから、順番が全くなつたらんとすよね。根本的なことをまず確認して、それから改修工事の設計をするのが当たり前で、どんなボロ家かわからんのに改修しますよ。そんなことではいかんと思いますけどね。一回この予算を取り消して、耐力度テストをまず優先すべきだと思います。いかがですか。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（橋本 満） お答えいたします。

あの教育委員会関係の内容について、建設課サイドからちょっと補足説明させていただきます。建物自体はですね、平成7年度に完成されてまして、建設した時期は新耐震基準、昭和56年の9月以降の構造基準で設計されておりますので、建物自体は問題はありません。先ほど、今田議員さんがおっしゃった点ですね、アリーナの天井部分の吊り天井部分なんですけども、これは通常あの耐震でいう、非構造部材という呼び方で、その分が耐震基準を満たしていないということで、天井の補強が必要だという認識で進めてまいります。ですので、建物本体は耐震基準を満たしているんだけど、天井の部分について、非構造部材というんですけど、そこについて今の時点では既存不適格施設扱いになる恐れがあるといったところが、現状の建物の状態であります。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

— 休憩 午前 11 時 22 分 —
— 再開 午後 14 時 15 分 —

議長（横山弘藏） 再開します。 教育次長

教育次長（永田敬三） 松屋議員のご指摘につきまして、答弁をさせていただきます。今回、耐力度調査の予算を補正で計上させていただいておりますが、今回そのなんとか耐力度調査を実施させていただきまして、その調査の終わった段階です、議員の皆様にも一旦その調査の報告をさせていただきまして、その後の基本設計等については、その報告を受けた後に状況を説明させていただいて、判断をしたいと思っております。

議長（横山弘藏） 教育費、ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

次に第2表『債務負担行為』についてご質疑願います。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

次に第3表『地方債補正』についてご質疑願います。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 次に原案に賛成者の発言を許します。 今田議員

7番（今田光弘） この補正予算に賛成の立場で討論いたします。というものです、基本的には賛成なんです、最後の教育費のところにつきましては、やはり疑問があります。本来やはり、先ほどからの繰り返しになりますが、まず耐力度調査というのをやってから、その結果を受けて、まず長寿命化できるのかどうかというところがスタートであると思います。そして、次のステップとして、体育館の機能、そして指定避難所としての機能を、持たせることができるのかどうか、そこで検討すると、それができるのであれば、じゃあどのような改修工事を行ったら費用対効果としていいのかと、ま、そういうことで初めてその…実施設計、基本設計の前に実施方針のようなものを作ってから、

そこで初めて次の基本設計、そして基本計画、実施計画に繋げていくものが本来だと思います。ただ、この耐力度調査はやらなければいけないものということで、これはもうやむを得ません。やっていただきたいと思います。先ほど次長がおっしゃいましたが、耐力度調査が終わった後で、その調査結果を明らかにしていただいて、今後の展開をそこでもう一度スタートすると、そういう考え方で次長もおっしゃっていただいたんで、この補正予算については賛成の立場で討論いたしました。以上です。

議長（横山弘藏） 次に、反対討論はありませんか。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 次に、賛成の方、討論はありませんか。 松屋議員

2番（松屋治郎） 今田議員と重複する面があると思いますが、体育館改修工事設計委託料について、体育館については既存不適格と指摘されている中で体育館改修工事設計委託料の補正は、安易に認めることはできず、まず耐力度調査を行い、様々な面から問題点と対策を十分検討した上で予算計上すべきであり、また建設課等関係部署との意見交換・協議等も不十分で、業務遂行上大きな問題である。更に、議会への資料提供、また説明も不十分であることから、今後のためにも、以後このようなことがないように予算編成等は細心の注意を払って業務に当たって欲しい。以上のことを条件として、賛成いたします。

議長（横山弘藏） ほかに討論はありませんか。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これで討論を終わります。

これから、議案第31号、令和4年度小値賀町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

この表決は起立によって行います。

議案第31号、令和4年度小値賀町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（横山弘藏） 起立全員です。

したがって、議案第31号、令和4年度小値賀町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

— 休憩 午後 2 時 20 分 —
— 再開 午後 2 時 20 分 —

議長（横山弘藏） 再開します。

お諮りします。

今田議員より、議案第31号、令和4年度小値賀町一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議案が提出されましたので、附帯決議案を日程第13の後に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

しばらく休憩します。

— 休憩	午後	2 時	20 分	—
— 再開	午後	2 時	24 分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

追加日程第1、議案第31号、令和4年度小値賀町一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議（案）を、議題とします。

今田議員から、お手元にお配りしました付帯決議案が提出されました。

提出者の趣旨説明を求めます。 今田議員

7番（今田光弘） はい。それでは、議案第31号令和4年度小値賀町一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議（案）の趣旨説明をいたします。

短い時間で作りしましたので、拙い文章で申し訳ありませんが、説明いたします。

小値賀町総合体育館は平成7年オープンから25年以上経過し、天井からの雨漏りのほか、内外部の劣化が進んでおりますが、町の指定避難所にも位置付けられていることから早急な改修工事が必要となったため、当初予算で1,320万円が改修工事実施設計委託料として計上されております。

今般、改修工事設計委託料として600万円を追加する補正予算が出されました。これは、総合体育館の「耐力度調査」が必要になったために新たに追加するもの、との説明を受けました。

本来であれば「耐力度調査」をまず初めに行い、その調査結果を受けて長寿命化の是非も含めて検討し、その後基本設計、実施設計へとつなげていくものであり、今回のケースはまったく順番が違います。

予算は、適正な見積書を取るなどした上で、関連部署とも十分に協議・検討して計上すべき神聖なものであり、補正予算ありきではありません。

よって本町議会は下記の事項を決議します。

1、予算は関係各課と十分に協議・検討を行ったうえで提出し、極力補正予算を組まないように努力すること。

2、耐力度調査終了後、その調査結果を本町議会に提示し、その後の計画について協議の場を設けること。

以上です。

議長（横山弘藏） これで、趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

松屋議員

2番（松屋治郎） この附帯決議案について、先に体育館耐震工事設計委託料での賛成討論の内容を網羅しており、この決議案、31号の附帯決議案に賛成いたします。

議長（横山弘藏） ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第31号、令和4年度小値賀町一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議（案）を採決します。

この表決は起立によって行います。

議案第31号、令和4年度小値賀町一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議（案）について、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（横山弘藏） 起立多数です。

したがって、議案第31号、令和4年度小値賀町一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第32号、令和4年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長

町長（西村久之） 議案第32号、令和4年度小値賀町後期高齢者医療事業特別

会計補正予算（第1号）について、説明いたします。

今回の補正予算は、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業に係る費用の増額が主なもので、予算書1ページ、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ50万円を増額し、補正後の予算総額を5,508万9,000円とするものでございます。

それでは、説明書7ページ 歳入から説明いたします。

6款4項1目・受託事業収入を50万円増額し、補正後の受託事業収入の総額を602万3,000円としております。

8ページ、歳出では、1款1項1目・一般管理費24万3,000円を増額し、補正後の総務管理費の総額を163万9,000円としております。

同じく、4項1目、保健事業費25万7,000円の増額は、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業に係る謝礼金及び委託料の増額が主なもので、補正後の保健事業費の総額を541万6,000円としております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第6款・諸 収 入

諸収入ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第1款・総 務 費

総務費ありませんか。

浦 議 員

6番（浦 英明） 4項1目7節及び12節ですね、先ほど町長が説明されましたけども、その前にあの昨日の行政報告でも、なんかフレイル対策を実施するとかいうことを言っておられたんですけども、ちょっと聞きなれない言葉がちょっと出ておりますので、もう少し詳しい内容の説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 住 民 課 長

住民課長（橋本博明） お答えいたします。

まず、「フレイル」という多少聞きなれない言葉ですけれども、解りやすく言いますと、身体虚弱、要は活動量が高齢化によりまして、活動量が低下してきて、何と言いますか、身体を動かす機会が少なくなりまして、そのまま寝たきりであるとか、要介護状態に陥るという過程を「フレイル」と呼んでおりまして、それを予防する事業を行うこととしております。

で、ご質問の、7節・報償費につきましては、昨年、委託事業によりまして、このフレイルを予防するための活動を行うサポーターの方を養成しておりまして、この方々に活動に応じた謝礼を支払う、そのための予算がですね、当初予算を組んだ時よりも回数が大幅に増えておるものですから、その謝礼を増額するものであります。

委託料につきましては、そのフレイル予防のためのサポーターの連絡会議を行うための、業務委託を予定しておりまして、専門的な識見を持った方に委託して、フレイル予防のサポーターの方々にご助言いただき、町内の高齢者のフレイル予防に役立てたいと思っておるところです。

議長（横山弘藏） 浦 議 員

6番（浦 英明） そのサポーターといいますか、謝礼を払う人なんですけども、これ小値賀の人なんですか。それとも、識見だからよそから来られる方と言っておられるんですか、お尋ねをします。

議長（横山弘藏） 住 民 課 長

住民課長（橋本博明） 町内の有志の方です。

議長（横山弘藏） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これで討論を終わります。

これから、議案第32号、令和4年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、令和4年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 33 号、令和 4 年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

町 長
町長（西村久之） 議案第 33 号、令和 4 年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、説明いたします。

今回の補正予算は、施設の設備更新工事に伴う増額補正が主なもので、予算書 1 ページ、第 1 条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 960 万円を追加し、補正後の予算総額を 1 億 7,040 万円とするものでございます。

第 2 条は、地方債の補正で、4 ページ第 2 表に示しますとおり、下水道施設改修事業 480 万円の増額変更でございます。

それでは、説明書 7 ページ 歳入から説明いたします。

2 款 1 項 1 目・下水道事業国庫補助金を 225 万円増額し、補正後の国庫補助金の総額を 1,025 万円としております。

4 款 1 項 1 目・一般会計繰入金を 255 万円増額し、補正後の一般会計繰入金の総額を 1 億 205 万円としております。

7 款 1 項 1 目・下水道事業債を 480 万円増額し、補正後の町債の総額を 2,810 万円としております。

8 ページ、歳出では、1 款 1 項 3 目・漁業集落排水管理費 200 万円の増額は、斑クリーンセンター非常用発電機の基盤更新工事で、5 目・公共下水道管理費 760 万円の増額は、黒島マンホールポンプ設置更新工事、笛吹浄化センターの無停電電源装置及び電気室空調更新工事で、補正後の総務管理費の総額を 8,094 万 6,000 円としております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第 2 款・国庫支出金

国庫支出金ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第 4 款・繰 入 金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第7款・町 債

町債ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第1款・総 務 費

総務費ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

次に、第2表『地方債補正』についてご質疑願います。

地方債補正ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 次に原案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第33号、令和4年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって議案第33号、令和4年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議員派遣の件を議題とします。

お手元に配布のとおり、定例6月会議以降の長崎県町村議会議長会等が主催する研修会に、議員派遣を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は原案のとおり決定されました。

なお、決定しました本件について変更が生じた場合の取り扱いは、議長に一任願います。

以上で、本定例会 6 月会議に附議された案件の審議は全部終了しました。

これにて、令和 4 年小値賀町議会定例 6 月会議を終了します。

どうもご苦労様でした。

— 午後 2 時 40 分 散会 —